

件名

労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部を改正する件

○金融庁
厚生労働省 告示第 号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づき、労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件（平成十八年 金融 厚生労働省 告示第四号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

厚生労働大臣 武見 敬三

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第二項第十一号の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を次のように定める。</p> <p>第一条 労働金庫法（以下「法」という。）第五十八条第二項第十三号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件（平成十八年金融庁告示第三号。以下「告示」という。）</p> <p>（第一条各号（第一号から第八号まで及び第十五号から第十七号までを除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあっては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに株式会社日本政策金融公庫が行う恩給</p>	<p>労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第二項第十一号の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件（平成十八年金融庁・厚生労働省告示第三号）（以下「告示」という。）第一条各号（第一号から第八号まで、第十五号及び第十六号を除く。）に掲げる者の業務（株式会社日本政策金融公庫にあっては、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第十一条第一項第一号の規定による別表第一号から第七号までの中欄に掲げる者に対して貸付けを行う業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びに株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）</p>

<p>担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）第十条第一項に規定する貸付けの業務に限る。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>五 告示第一条第十七号に掲げる者が営む貸金業（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業をいい、同号に規定する業務に附帯して営むものに限る。次条第五号において同じ。）の業務の媒介</p> <p>第二条 法第五十八条の二第一項第十一号に規定する業務の代理又は媒介で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は告示第二条各号（第一号から第八号まで及び第十二号から第十四号までを除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>〔二〇四 略〕</p> <p>五 告示第二条第十四号に掲げる者が営む貸金業の業務の媒介</p>	<p>第十条第一項に規定する貸付けの業務に限る。次条第一号において同じ。）の代理</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>一 独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人勤労者退職金共済機構又は告示第二条各号（第一号から第八号まで、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる者の業務の代理</p> <p>〔二〇四 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	